

『高齢者介護における介護ロボットの 活用について』



2015年12月17日

厚生労働省老健局高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係長

長谷川 真也

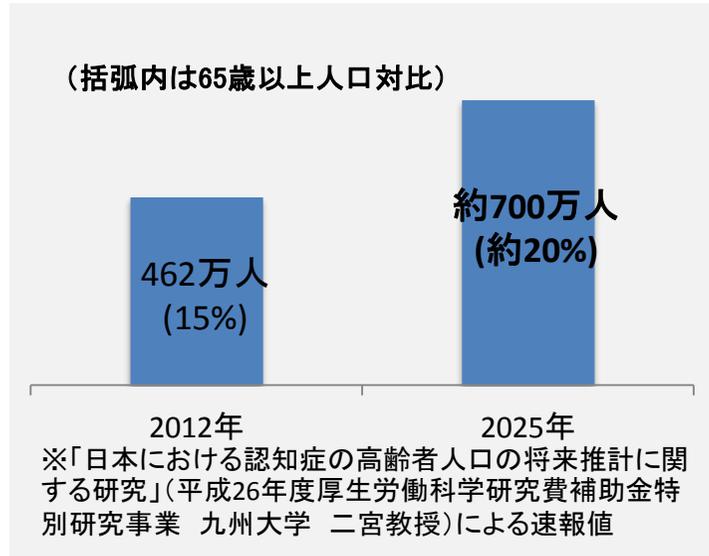
今後の介護保険をとりまく状況

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

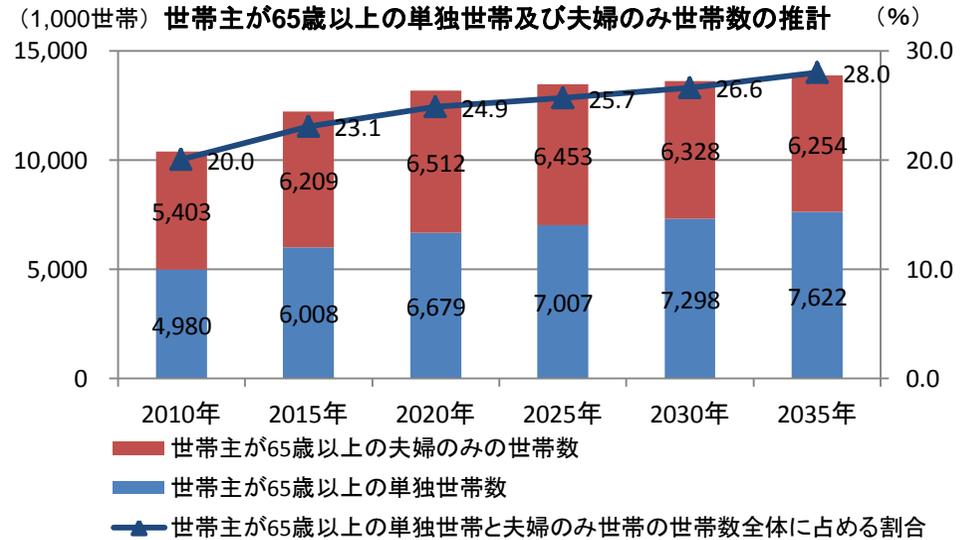
	2010年	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	2,948万人(23.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,419万人(11.1%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

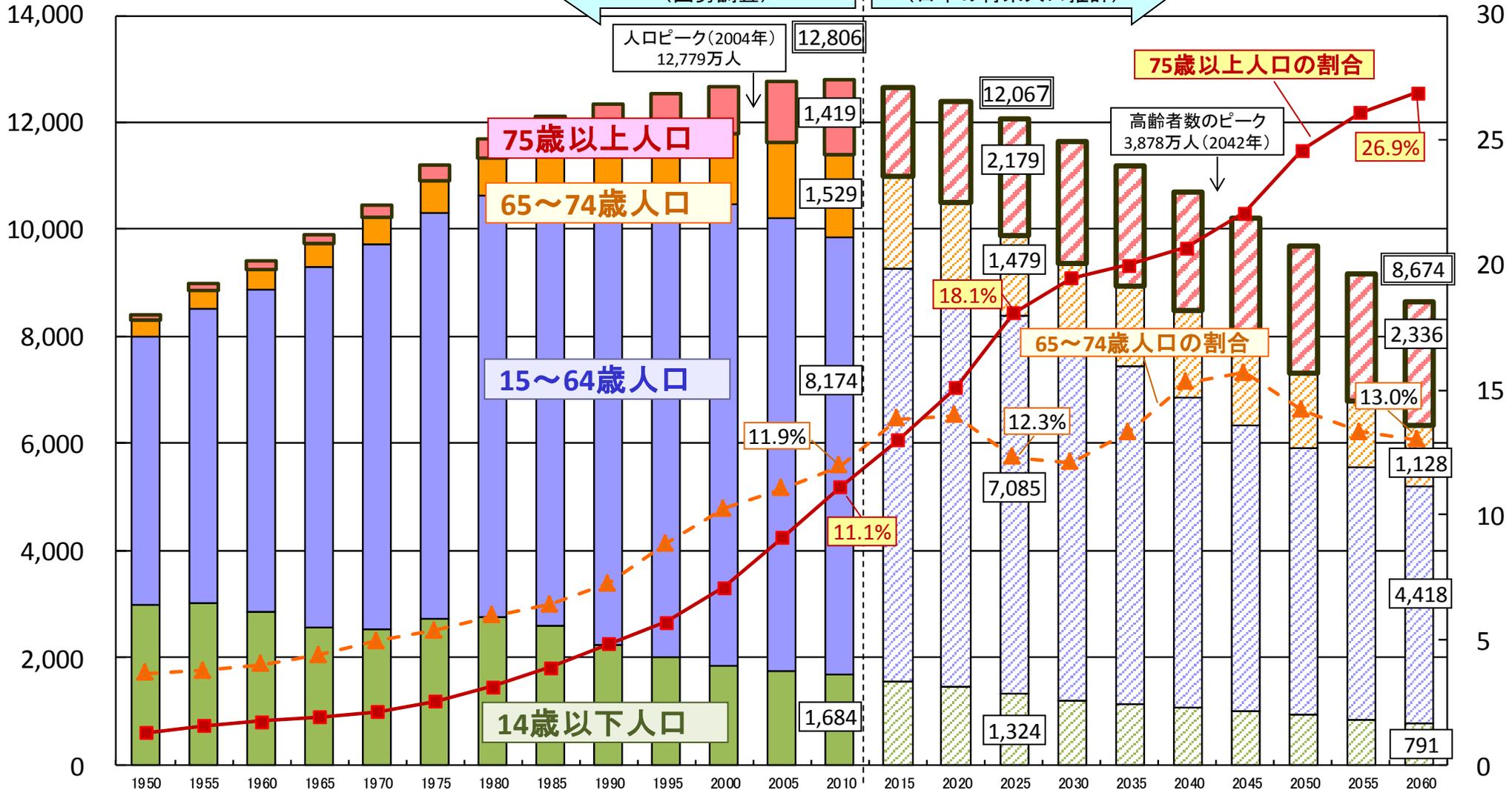
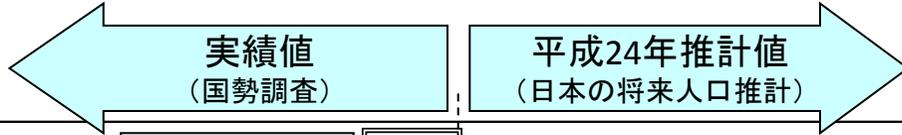
	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(11)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	76.5万人 <10.6%>	71.7万人 <11.6%>	101.6万人 <11.1%>	81.7万人 <10.9%>	107.0万人 <12.1%>		147.3万人 <11.0%>		26.7万人 <16.2%>	18.8万人 <18.4%>	19.0万人 <17.0%>	1645.8万人 <13.0%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 <16.8%> (1.54倍)	108.2万人 <18.1%> (1.51倍)	148.5万人 <16.5%> (1.46倍)	116.6万人 <15.9%> (1.43倍)	152.8万人 <18.2%> (1.43倍)		197.7万人 <15.0%> (1.34倍)		29.5万人 <19.4%> (1.10倍)	20.5万人 <23.0%> (1.09倍)	20.7万人 <20.6%> (1.09倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.32倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

75歳以上の高齢者数の急速な増加

人口(万人)

(%)



(資料)総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)出生中位(死亡中位)推計
2010年の値は総務省統計局「平成22年国勢調査による基準人口」(国籍・年齢「不詳人口」を按分補正した人口)による。

これまでの14年間の対象者、利用者の増加

○介護保険制度は、制度創設以来14年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.5倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2014年4月末	
第1号被保険者数	2,165万人	⇒	3,210万人	1.48倍

②要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末		2014年4月末	
認定者数	218万人	⇒	586万人	2.69倍

③サービス利用者の増加

	2000年4月末		2014年4月末	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	366万人	3.77倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	89万人	1.71倍
地域密着型サービス利用者数	—		37万人	
計	149万人	⇒	492万人	3.30倍

（出典：介護保険事業状況報告）

介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、保険料が2020年には6,771円、2025年には8,165円に上昇が見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

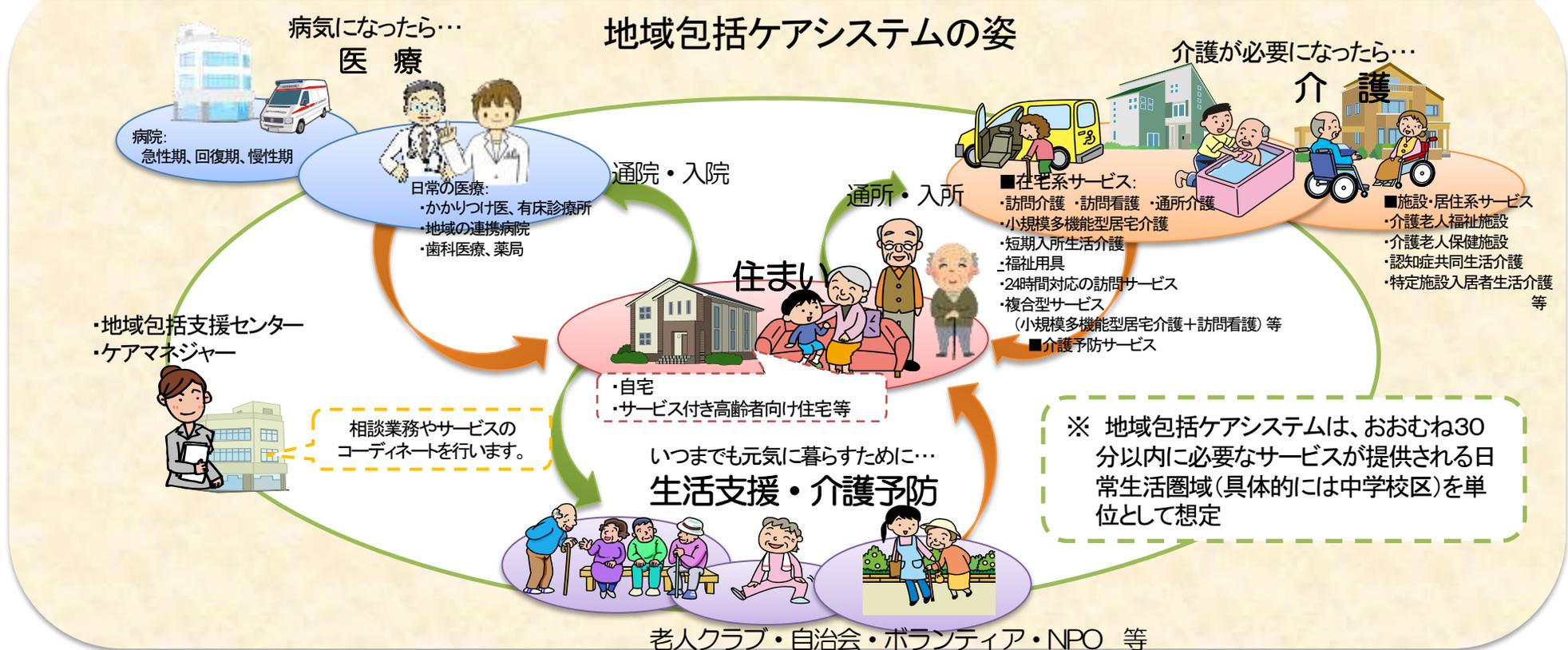
事業運営期間		事業計画		給付 (総費用額)	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	第一期		3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度				4.6兆円		
2002年度				5.2兆円		
2003年度	第二期	第二期		5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度				6.2兆円		
2005年度				6.4兆円		
2006年度	第三期	第三期		6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2007年度				6.7兆円		
2008年度				6.9兆円		
2009年度	第四期	第四期		7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2010年度				7.8兆円		
2011年度				8.2兆円		
2012年度	第五期	第五期		8.8兆円	4,972円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H24年度改定 +1.2%
2013年度				9.4兆円		
2014年度				10.0兆円		
2015年度	第六期	第六期		10.1兆円	5,514円 (全国平均)	H27年改定 ▲2.27%
2016年度						
2017年度						
2020年度					6,771円 (全国平均)	
2025年度					8,165円 (全国平均)	

※2012年度までは実績であり、2013～2015年度は当初予算である。

※2020年度及び2025年度の保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



介護ロボットとは

1. ロボットの定義とは、

- 情報を感知(センサー系)
- 判断し(知能・制御系)
- 動作する(駆動系)

この3つの要素技術を有する、知能化した機械システム。

2. ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと呼んでいる。

介護ロボットの例

移乗支援



離床アシストベッド

排泄支援



装着型パワーアシスト

移動支援



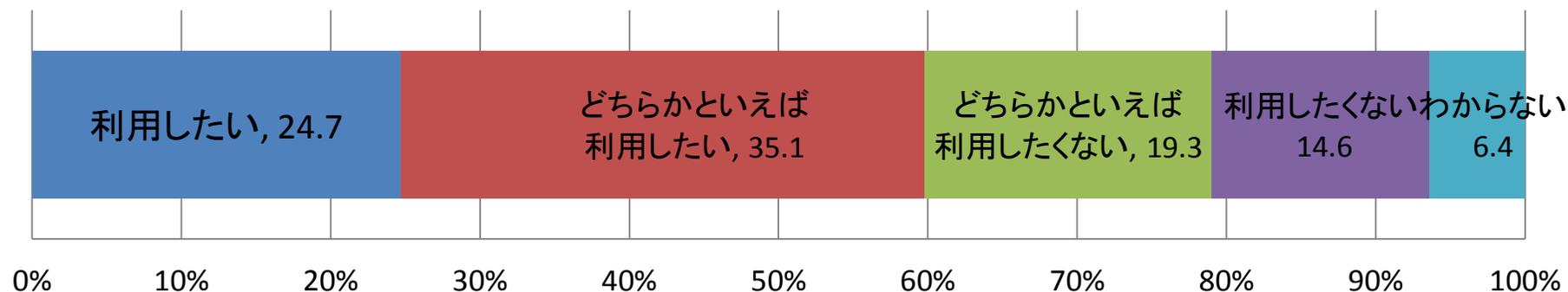
水洗ポータブルトイレ



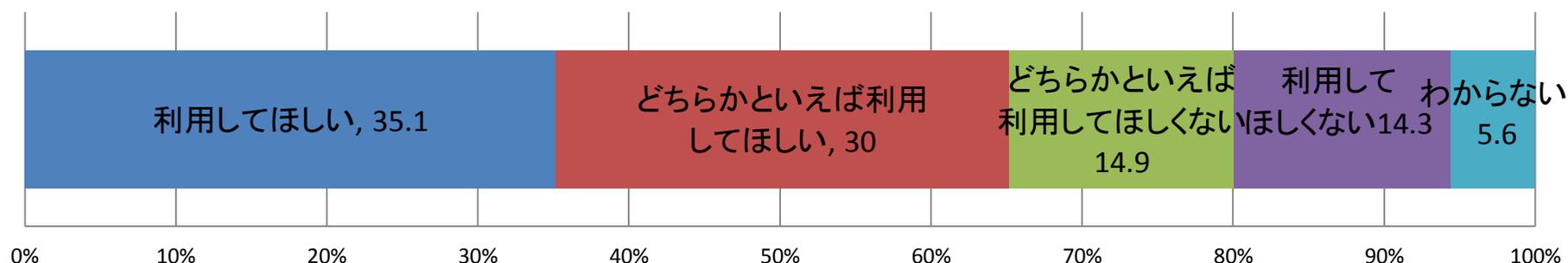
歩行アシストカート

介護ロボットに関する特別世論調査

(平成25年9月12日公表)



介護する際の介護ロボット利用意向(N=1842)



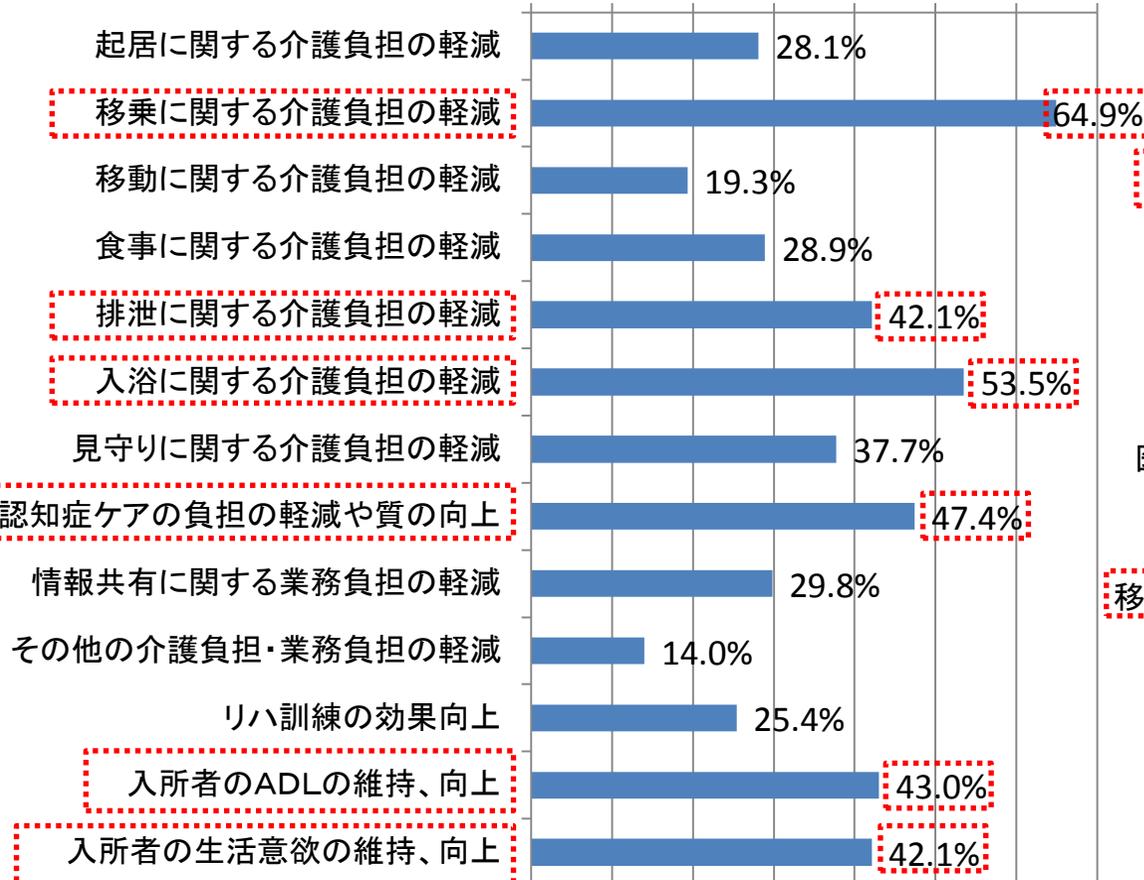
介護される際の介護ロボット利用意向(N=1842)

ロボット技術へのニーズ

各種アンケートによると、移乗・移動支援、日常生活支援、認知症高齢者支援、介護施設業務支援、予防・健康維持の分野でニーズが高い。

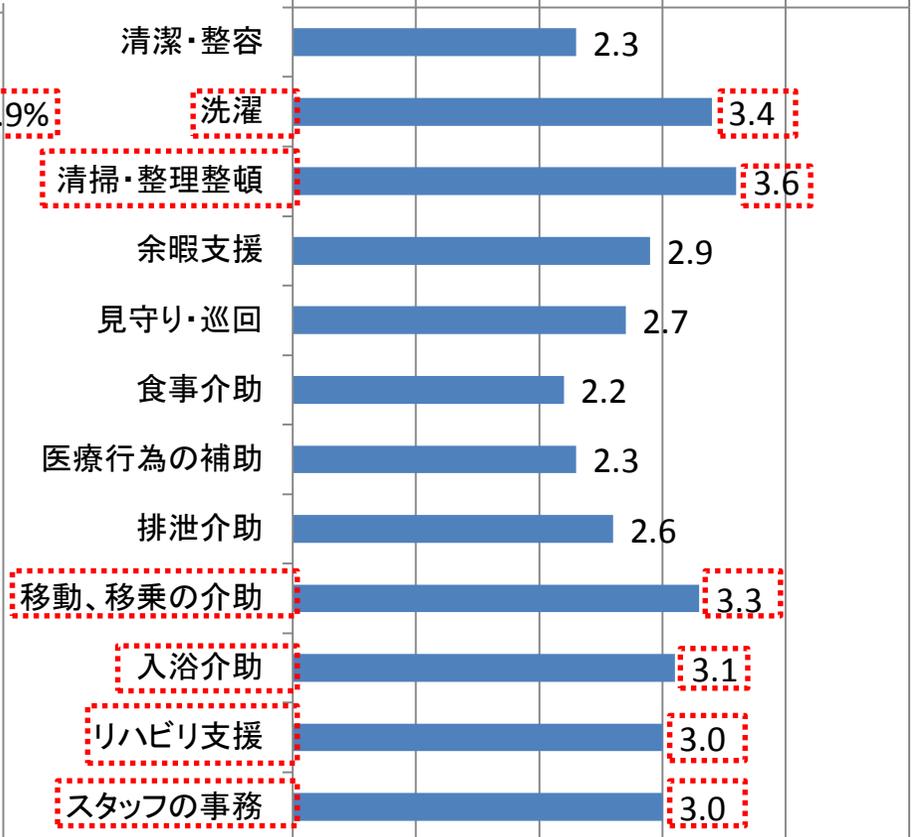
施設業務の改善要望点

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



ロボット等による代替・支援の期待度

0.0 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0



介護ロボットの開発支援について

民間企業・研究機関等

機器の開発

○日本の高度な水準の工学技術を活用し、高齢者や介護現場の具体的なニーズを踏まえた機器の開発支援

【経産省中心】

・モニター調査の依頼等



・試作機器の評価等

介護現場

介護現場での実証等

○開発の早い段階から、現場のニーズの伝達や試作機器について介護現場での実証（モニター調査・評価）

【厚労省中心】

開発現場と介護現場との意見交換の場の提供等(※)

※相談窓口の設置、実証の場の整備(実証試験協力施設の把握)、普及啓発、意見交換の場の提供 等

(開発等の重点分野)

経済産業省と厚生労働省において、重点的に開発支援する分野を特定(平成25年度から開発支援)

○移乗介助(1)

・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器



○移乗介助(2)

・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器



○移動支援(1)

・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器



○移動支援(2)

・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器



○排泄支援

・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ



○認知症の方の見守り(1)

・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム



○認知症の方の見守り(2)

・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム



○入浴支援

・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器



※開発支援するロボットは、要介護者の自立支援促進と介護従事者の負担軽減に資することが前提。

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

背景

急激な高齢化の進展にともない、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズは益々増大する一方、核家族化の進行や、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化している。

また、介護分野においては、介護従事者の腰痛発生件数が増加していることから、腰痛問題が指摘されている。

このような中、介護分野において、日本の高度な水準のロボット技術を活用し、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減を図ることが求められている。

現状・課題

【介護現場からの意見】

- ・どのような機器があるのか分からない
- ・介護場面において実際に役立つ機器がない・役立て方がわからない
- ・事故について不安がある

ミスマッチ!!

【開発側からの意見】

- ・介護現場のニーズがよく分からない
- ・実証試験に協力してくれるところが見つからない
- ・介護現場においては、機器を活用した介護に否定的なイメージがある
- ・介護ロボットを開発したけれど、使ってもらえない

マッチング支援

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発の早い段階から現場のニーズの伝達や試作機器について介護現場での実証等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

【具体的な取り組み内容(平成27年度)】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や開発等に関する相談窓口を開設

- 電話による相談
- ホームページによる相談



実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所等をリストアップし、開発の状態に応じて開発側へつなぐ。

- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修



モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等について、協力できる施設・事業所等を中心にモニター調査を行う。

- 介護職員等との意見交換
- 専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査



普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットについて必要な知識が得られるよう普及・啓発を推進していく。

- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験
- 介護ロボットの活用に関する研修 等



その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催 等

重点分野① 移乗介助(装着)

ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

- ①介助者が装着して用い、移乗介助の際の腰の負担を軽減する。
- ②介助者が一人で着脱可能であること。
- ③ベッド、車いす、便器の間の移乗に用いることができる。



移乗介助支援用ロボットスーツHAL
(CYBERDYNE株式会社)



介護用マッスルスーツ
(株式会社菊池製作所)

重点分野② 移乗介助(非装着)

移乗介助(非装着) ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作の
パワーアシストを行う非装着型の機器

- ①移乗開始から終了まで、介助者が一人で使うことができる。
- ②ベッドと車いすの間の移乗に用いることができる。
- ③要介護者を移乗させる際、介助者の力の全部又は一部のパワーアシストを行うこと。
- ④機器据付けのための土台設置工事等の住宅等への据付け工事を伴わない。
- ⑤つり下げ式移動用リフトは除く。



ROBOHELPER SASUKE
(マッスル株式会社)



離床アシストベッド
(パナソニック株式会社)



重点分野③ 移動支援(屋外)

移動支援(屋外) 高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

- ①使用者が一人で用いる手押し車型(歩行車、シルバーカー等)の機器。
- ②高齢者等が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象外。
- ③荷物を載せて移動することができる。
- ④モーター等により、移動をアシストする。(上り坂では推進し、かつ下り坂ではブレーキをかける駆動力がはたらくもの。)
- ⑤4つ以上の車輪を有する。
- ⑥不整地を安定的に移動できる車輪径である。
- ⑦通常の状態又は折りたたむことで、普通自動車の車内やトランクに搭載することができる大きさである。
- ⑧マニュアルのブレーキがついている。
- ⑨雨天時に屋外に放置しても機能に支障がないよう、防水対策がなされている。
- ⑩介助者が持ち上げられる重量(30kg以下)である。

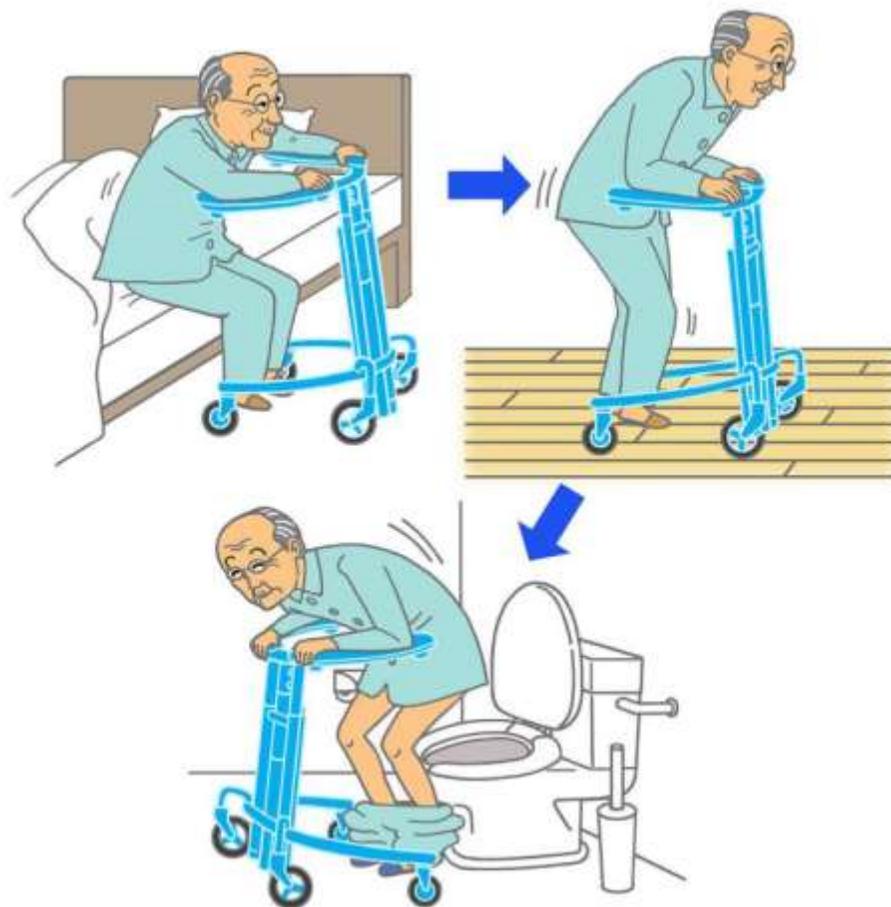


歩行アシストカート
(船井電機株式会社)

重点分野④ 移動支援(屋内)

高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

- ①一人で利用できる又は一人の介護従事者の支援の下で利用できる。
- ②使用者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- ③食堂や居間での椅子からの立ち上がりやベッドからの立ち上がりを主に想定し、使用者が椅座位・端座位から立ち上がる動作を支援することができる。
- ④従来の歩行補助具等を併用してもよい。
- ⑤標準的な家庭のトイレの中でも、特別な操作を必要とせずに使用でき、トイレの中での一連の動作(便座への立ち座り、ズボンの上げ下げ、清拭、トイレ内での方向転換)の際の転倒を防ぐため、姿勢の安定化が可能であれば、加点評価する。



重点分野⑤ 排泄支援

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ

- ①使用者が、居室で便座に腰掛けて用いる便器。
- ②排泄物のにおいが室内に広がらないよう、排泄物を室外へ流す、又は、容器や袋に密閉して隔離する。
- ③室内での設置位置を調整可能であること。



真空排水式排泄アシスト水洗
ポータブルトイレ
(アロン化成株式会社)



[居室設置型移動式水洗便器](#)
([TOTO株式会社](#))



重点分野⑥ 認知症の方の見守り(介護施設向け)

介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

- ①複数の要介護者を同時に見守ることが可能。
- ②施設内各所にいる複数の介護従事者へ同時に情報共有することが可能。
- ③昼夜問わず使用できる。
- ④要介護者が自発的に助けを求める行動(ボタンを押す、声を出す等)から得る情報だけに依存しない。
- ⑤要介護者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知し、介護従事者へ通報できる。
- ⑥認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。



シルエット見守りセンサ
(キング通信工業株式会社)



認知症患者用非接触
ベッド見守りシステム
OWLSIGHT®(アウ
ルサイト)

重点分野⑦ 認知症の方の見守り(在宅向け)

在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

- ①複数の部屋を同時に見守ることが可能。
- ②浴室での見守りが可能。
- ③暗所でも使用できる。
- ④要介護者が自発的に助けを求める行動(ボタンを押す、声を出す等)から得る情報だけに依存しない。
- ⑤要介護者が端末を持ち歩く又は身に付けることを必須としない。
- ⑥要介護者が転倒したことを検知し、介護従事者へ通報できる。
- ⑦要介護者の生活や体調の変化に関する指標を、開発者が少なくとも1つ設定・検知し、介護従事者へ情報共有できる。
- ⑧認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。

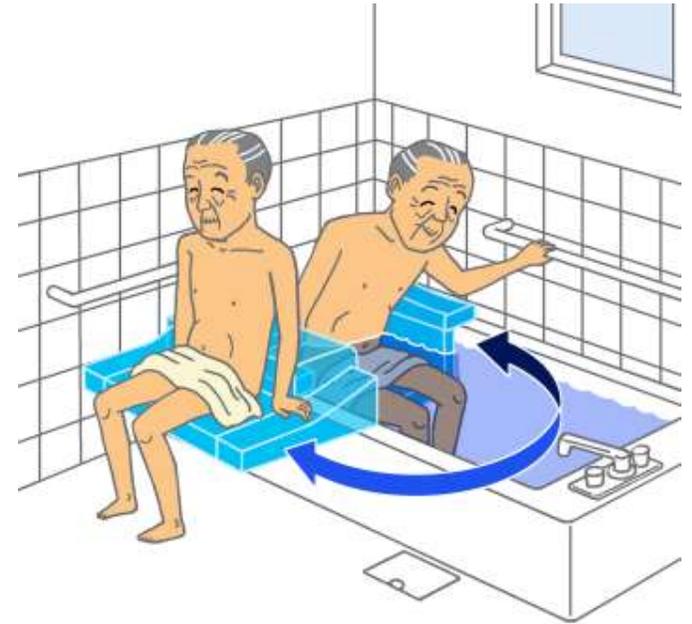


レーダー技術を用いた安心見守りシステム(転倒検知 在宅支援)(株式会社CQ-Sネット)

重点分野⑧ 入浴支援

ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

- ①要介護者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- ②要介護者の浴室から浴槽への出入り動作、浴槽をまたぎ湯船につかるまでの一連の動作を支援できる。
- ③機器を使用しても、少なくとも胸部まで湯に浸ることができる。
- ④要介護者の家族が入浴する際に邪魔にならないよう、介助者が一人で取り外し又は収納・片付けをすることができる。
- ⑤特別な工事なしに設置できる。



介護予防や介護者負担軽減に資する機器 (歩行支援ロボット)



HAL福祉用
(サイバーダイン)



リズム歩行アシスト
(本田技研工業)

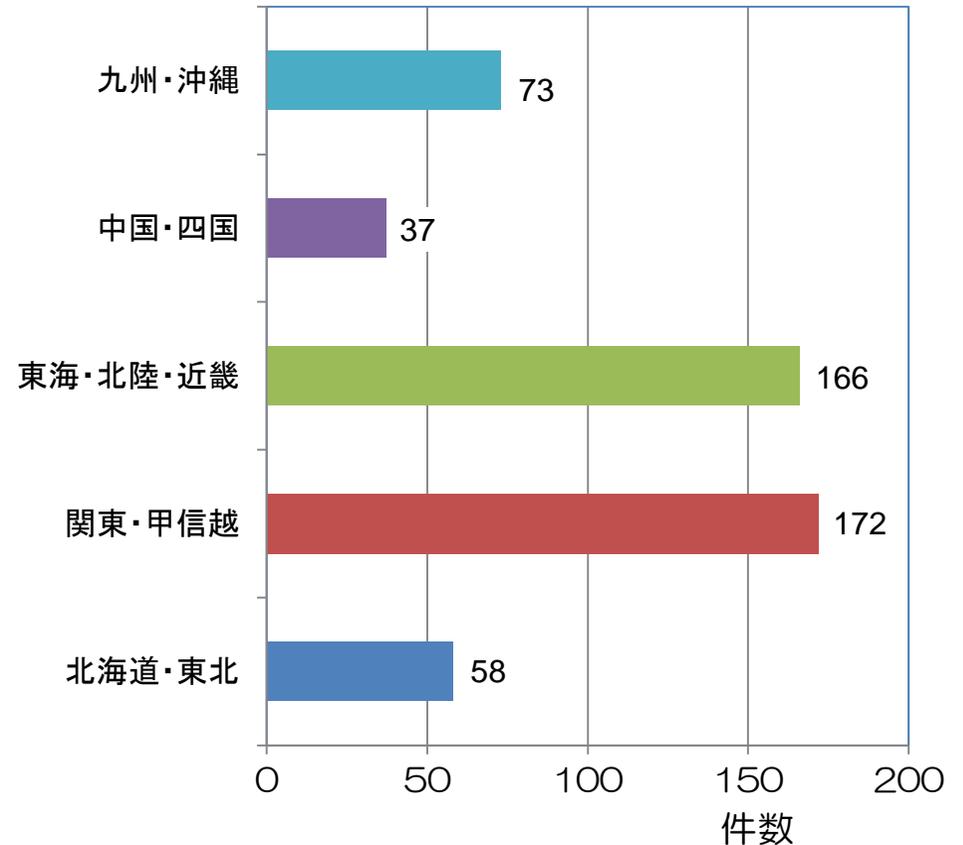
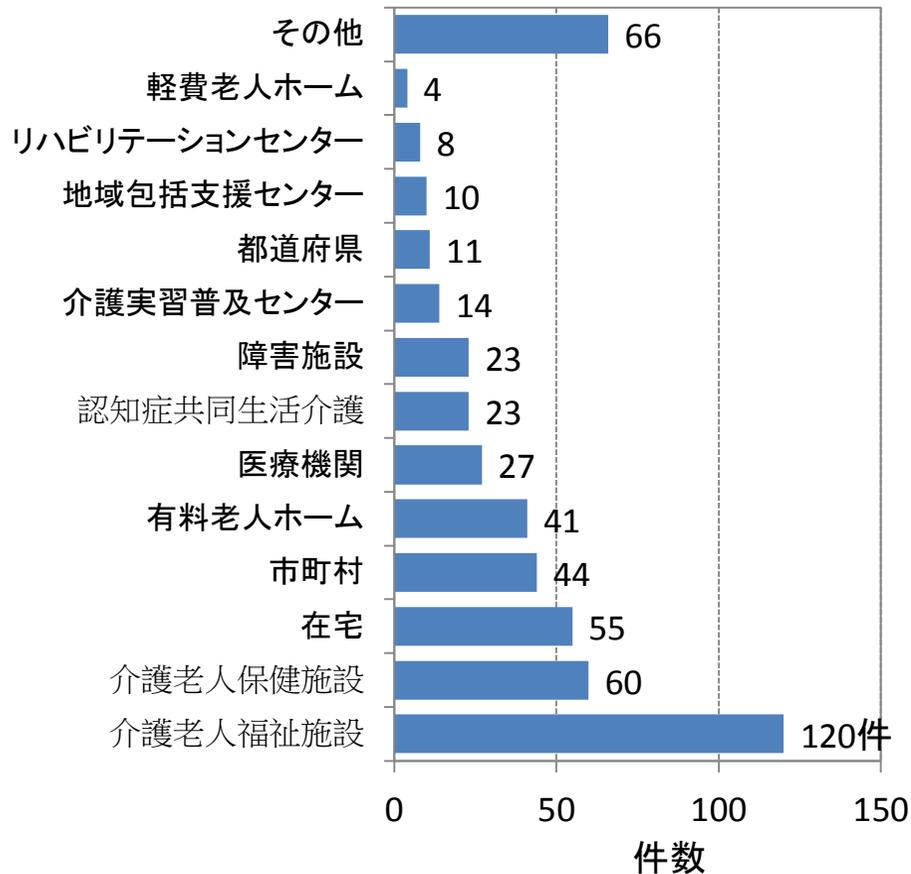


福祉用具・介護ロボット実用化支援事業における 実証試験協力施設の状況

○実証事業への協力を意思表示する施設は総数で506件(平成27年3月19日現在)

- ・介護老人福祉施設(特養)が120件
- ・介護老人保健施設が60件と多い。

○エリア別にも広く分布している。



福祉用具・介護ロボット実用化支援事業の成果 (H23～H26)

- 福祉用具・介護ロボット実用化支援件数は総計77件。内訳は、実証試験が46件、アドバイス支援が31件。
- 開発機器の類型では、移乗・移動支援、見守り支援等が多く、重点開発分野では認知症見守り、移乗介護（非装着型）が多い。

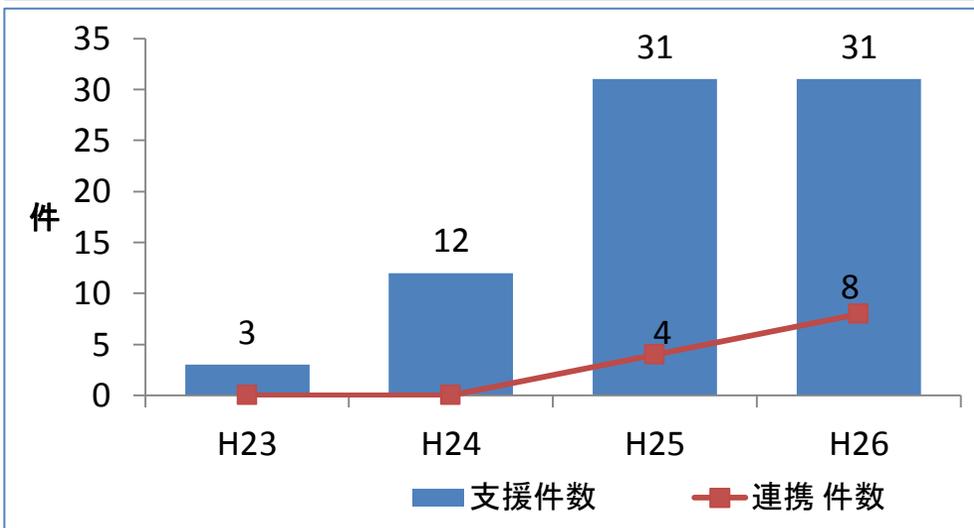


図1. 実用化支援件数の推移 (N=77)

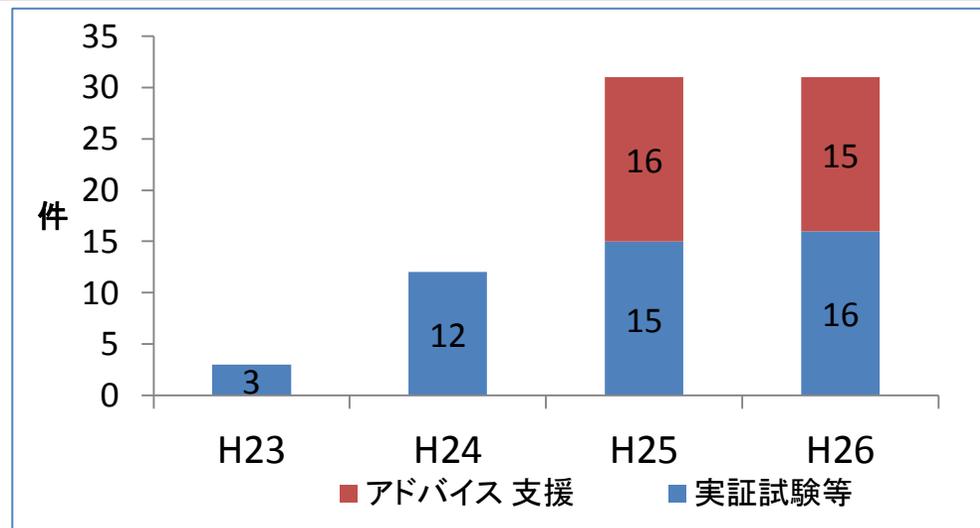


図2. 支援内容(実証・アドバイス)の内訳 (N=29)

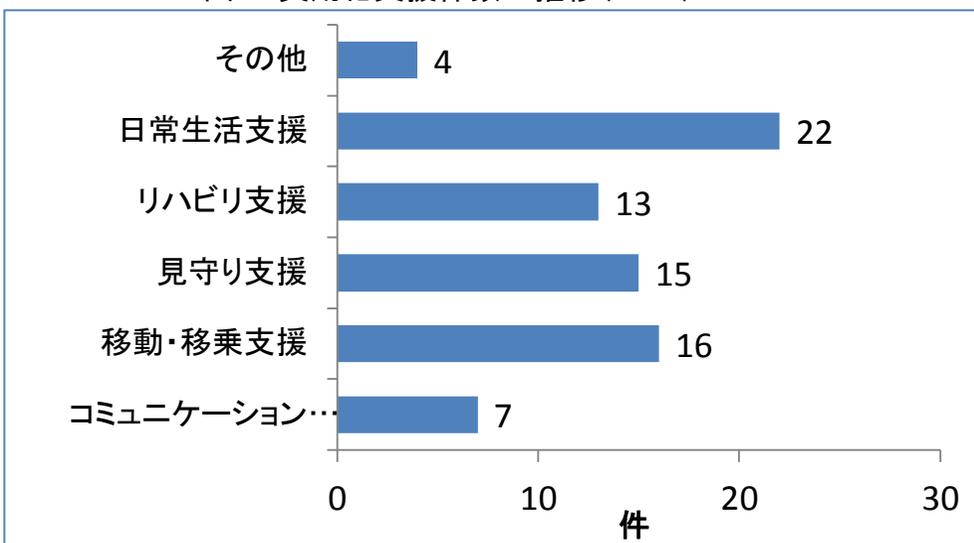


図3. 開発機器の類型

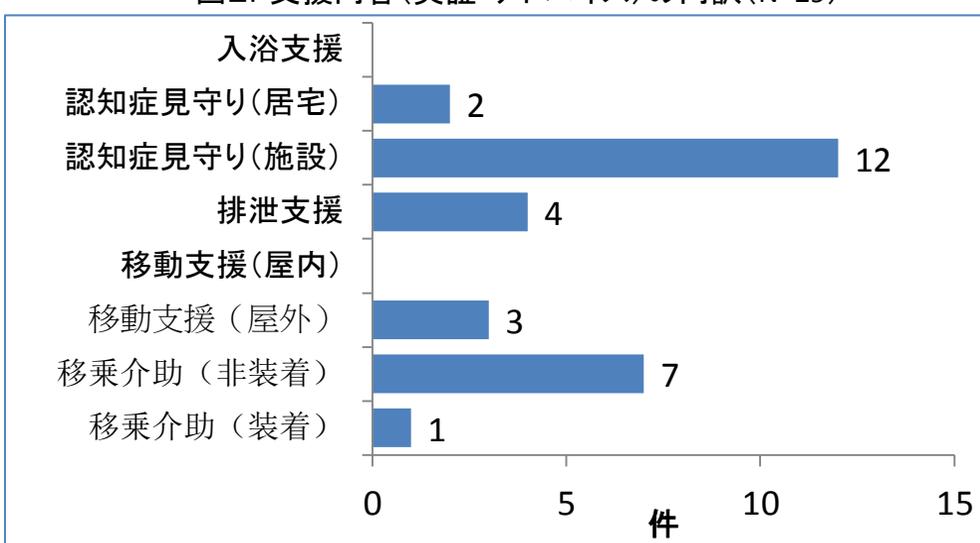


図4. 重点開発分野別件数

医療・介護用ロボットの導入上の取り扱いについて

医療用ロボット

疾病の治療や身体の構造・機能に影響を及ぼすことを目的とするロボット

・上肢や下肢に装着して、身体の機能回復、症状の改善・進行抑制のために用いるロボット

※医療機器に該当するものについては、薬事法による許認可等が必要。

介護用ロボット

介護分野で使用されるロボット
(左記の目的以外)

- ・車椅子の移動、ベッド-車椅子間の移乗などを支援するロボット
- ・日常生活行動(排泄、食事、入浴など)を支援するロボット
- ・上肢や下肢に装着して運動機能等を補助するロボット

※現行、製造販売するにあたっての許認可等は要しない。

薬事法における「医療機器」に該当

身体に装着して用いる(身体へ侵襲性のない)能動型装置は クラスⅡ

- 基準に適合するものは第三者認証品目
- 基準に適合しないものは大臣承認品目

施設

○施設の判断にて自由に導入が可能

※利用者の支援に係る備品等については、介護報酬に含まれている

在宅

○福祉用具貸与(購入)サービス

○介護保険の給付対象種目等を見直す場合は「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において検討

介護保険制度における福祉用具サービス

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
事業概要	福祉用具を指定事業者から貸与	入浴や排せつ等に用いる福祉用具(特定福祉用具)の購入(償還払い)
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く) ・自動排泄処理装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルト) ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
支給限度基準額	要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲において、他のサービスと組み合わせ	<p>10万円</p> <p>※要支援、要介護区分にかかわらず定額</p> <p>※同一支給限度額管理期間内(4/1~3/31の1年間)は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給</p>
給付割合	サービス利用料の9割	購入費の9割
給付額	現に要した費用(実勢価格)	現に要した費用(実勢価格)

福祉用具貸与種目の例 ①

車いす

自走用標準型車いす



電動車いす(ハンドル型)



介助型車いす



車いす付属品

クッション



電動補助装置



特殊寝台



特殊寝台付属品

マットレス



サイドレール



床ずれ防止用具

体圧分散マットレス



体位変換器



福祉用具貸与種目の例 ②

手すり



歩行器



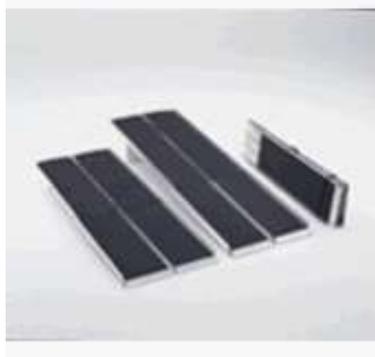
歩行補助つえ



自動排泄処理装置



スロープ



認知症老人徘徊
感知機器



移動用リフト



福祉用具購入種目の例

腰掛便座



入浴補助用具

入浴用イス



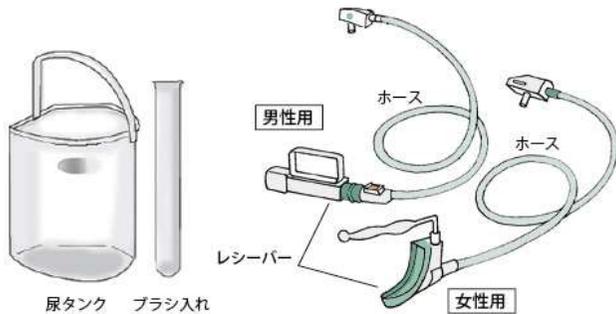
バスボード



移動用リフトの
の吊り具の部分



自動排泄処理装置
の交換可能部品



浴槽用手すり



浴槽内イス



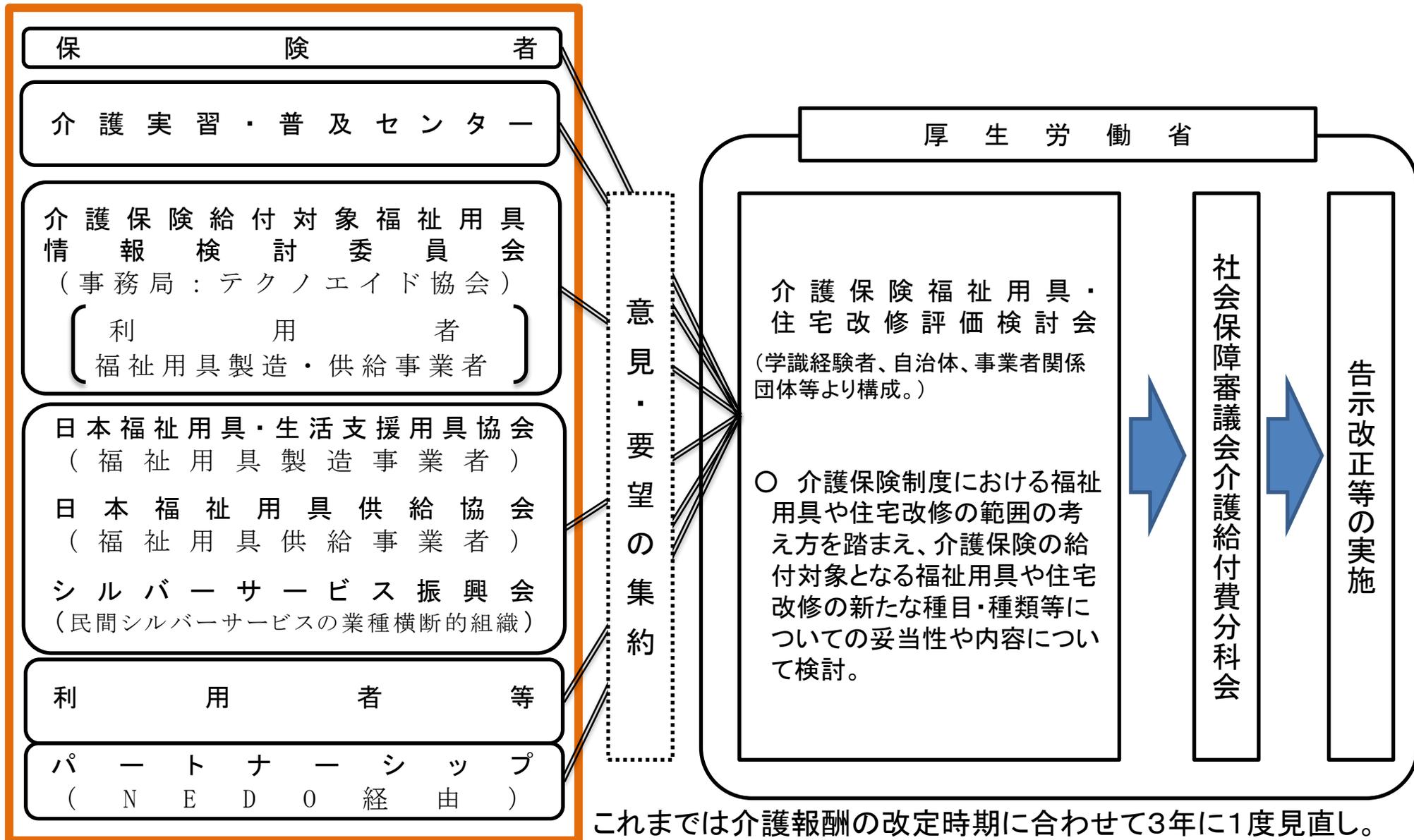
簡易浴槽



介助ベルト



介護保険の給付対象となる福祉用具の種目等を見直す場合の流れ

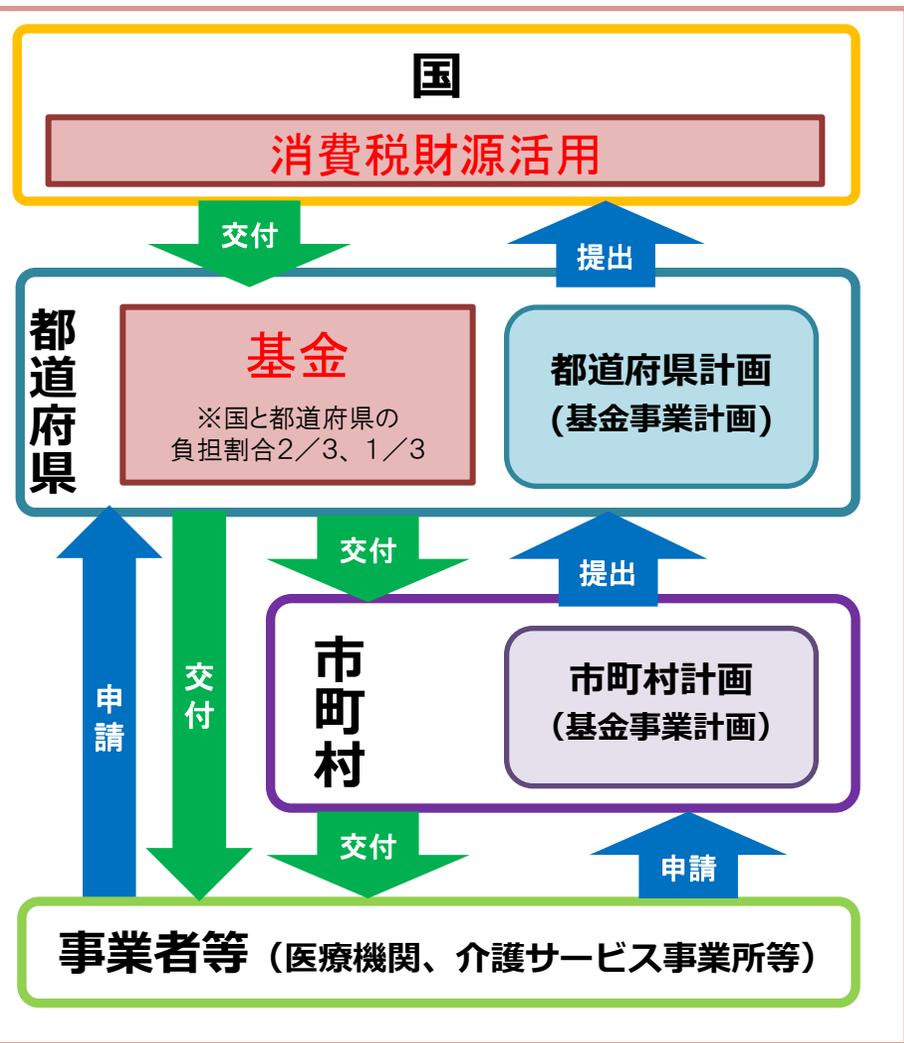


これまでは介護報酬の改定時期に合わせて3年に1度見直し。
今年度からは厚労省HPにて随時要望を受付け、随時見直すこととしている。

地域医療介護総合確保基金

平成27年度予算 1,628億円
(医療分 904億円、介護分 724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

→ これまで予備費や補正予算で実施してきた基金事業を大幅に充実・拡充

(参考)福祉・介護人材確保緊急支援事業の25年度執行実績33億円

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施

等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成

等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援

等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

介護ロボットの導入支援事業について

- 現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金にメニューを設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取り組みについて支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取り組みにより介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

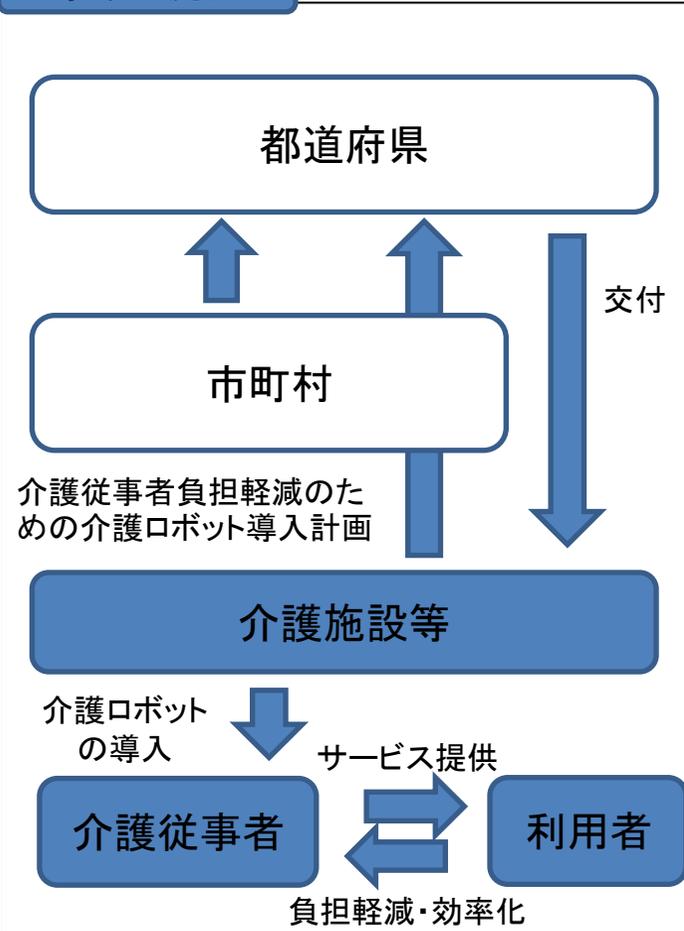
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
 - 達成すべき目標
 - 導入すべき機種
 - 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すこととで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- i 補助額
1機器につき補助額10万円。ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- ii 一回当たりの限度台数
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- iii 介護ロボット導入計画との関係
 - 一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



介護分野におけるロボット新戦略

基本的な考え方

- 介護・医療が必要な状態になってもなお住み慣れた地域で自立した生活を継続することを支援する。
- 介護の現場においては、ロボット介護機器を活用することにより、介護従事者がやりがいを持ってサービス提供できる職場環境を実現する。
- 介護は人の手により提供されるといった基本概念を維持しつつロボット介護機器の活用による業務の効率化・省人力化へとパラダイムシフトを支援。
- 介護現場のニーズに即した実用性の高い機器が開発されるよう、具体的な現場ニーズを特定したうえで、研究開発支援や開発の段階に応じた介護現場と開発現場のマッチング支援を実施。
- 介護ロボットの技術革新に柔軟に対応し、在宅介護の負担軽減に迅速に対応できるように介護保険制度の種目検討について弾力化を図る。

開発の重点分野

- ◆ 移乗支援
 - ・装着型
 - ・非装着型
- ◆ 移動支援
 - ・屋外用
 - ・屋内用
- ◆ 排泄支援
- ◆ 認知症の方の見守り
 - ・施設用
 - ・在宅用
- ◆ 入浴支援

2020年目指すべき姿

- ◆ 介護ロボットの国内市場規模を500億に拡大。
- ◆ 移乗介護等に介護ロボットを用いることで、介護者が腰痛を引き起こす機会をゼロにすることを目指す。
- ◆ 最新のロボット技術を活用した新しい介護方法などの意識改革
 - ・ 介護をする際に介護ロボットを利用したいとの意向(59.8%)を80%に引き上げ。
 - ・ 介護を受ける際に介護ロボットを利用して欲しいとの意向(65.1%)を80%に引き上げ

関係諸制度見直し

- ◆ 現行3年に1度の介護保険給付対象機器の追加手続きの弾力化
(技術革新に対応できる要望受付・検討等)
⇒ 介護保険の給付対象に関する要望の随時受付。新たな対象機器の追加を随時決定。
- ※「介護保険福祉用具評価検討会」及び「社会保障審議会介護給付費分科会」を必要に応じて随時開催

ご静聴ありがとうございました



厚生労働省老健局高齢者支援課